

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地区計画の区域内における公益上必要な建築物の特例許可（茶屋町地区）
概 要	茶屋町地区地区計画の区域内において、地区計画の内容に基づいて条例で制限を定めていますが、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合は、その許可の範囲内において制限を適用しないと規定されています。
根拠法令等 及び条項	・大阪市茶屋町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第9条 （平成23年10月3日 条例第56号）
審査基準	公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められる場合には、条例の制限の特例許可を行うことがあります。許可を行う際には、例えば、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかなどを確認し、総合的に判断します。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥33,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000105184.html
備 考	・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。